

(別紙2)

算定の可否の判断基準及び提出書類

1. 直近の認定調査（基本調査）の結果により利用者等告示第31号のイの状態像が確認できる場合（別紙1参照）		
	提出書類	算定可否
認定調査票（基本調査）の直近の結果が、福祉用具ごとに定められている判断項目に該当するもの	なし	算定可
アの(二)「車いす及び車いす付属品」日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	なし	算定可
オの(三)「移動用リフト」（つり具の部分を除く）生活環境において段差の解消が必要と認められる者	なし	算定可

2. 医学的所見等により利用者等告示第31号のイの状態像が確認できる場合（1に該当しない場合）		
	提出書類	算定可否
医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要であると認められる場合	<p>○要介護1の者</p> <ul style="list-style-type: none">・居宅介護サービス計画書（1表から4表）1表・・・居宅介護サービス計画書(1)2表・・・居宅介護サービス計画書(2)3表・・・週間サービス計画表4表・・・サービス担当者会議の要点 <p>・主治医からの意見（サービス担当者会議へ主治医が出席していればその記録で可）</p> <p>○要支援1、2の者</p> <ul style="list-style-type: none">・介護予防サービス・支援計画書・サービス担当者会議の要点・主治医からの意見（サービス担当者会議へ主治医が出席していればその記録で可）	益田市が書面等確実な方法により確認後、算定可